

## いじめの未然防止と解決に向けて

— 支援学校における現状と課題を踏まえて —

平成27年6月12日（金）  
大阪府教育委員会事務局  
支援教育課支援学校G

1

## 「いじめ防止対策推進法」

- 平成25年6月28日公布
- 平成25年9月28日施行  
→ 「学校いじめ防止基本方針」を策定する
- 学校いじめ防止基本方針の策定のポイント（大阪府教育委員会 平成25年12月）
- 大阪府いじめ防止基本方針（大阪府 平成26年4月）

2

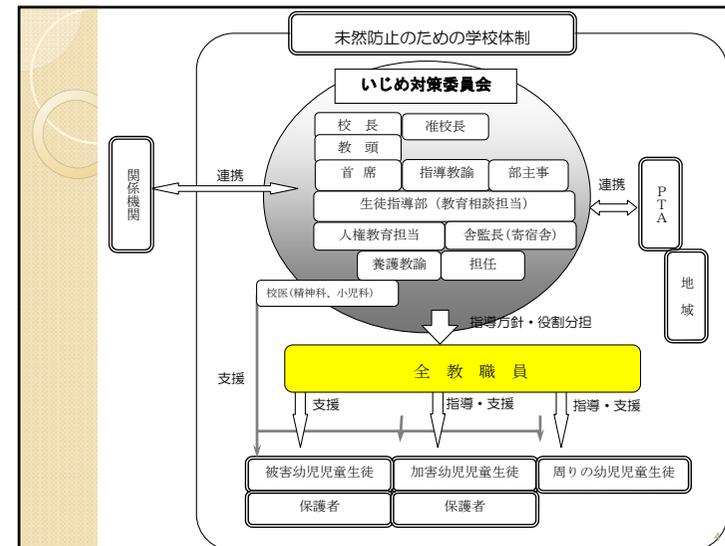
## 「学校いじめ防止基本方針」

- 平成27年 3月31日現在  
大阪府立支援学校  
29校 3分校 全てで策定済

## 「いじめ防止のための組織」

- 平成27年 3月31日現在  
大阪府立支援学校  
29校 3分校 全てで設置済  
『いじめ対策委員会』『人権問題対応委員会』等

3



## 支援学校でのいじめ件数

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
いじめを認知した学校	7校	6校	6校	4校
認知件数(総数)	29件	28件	19件	7件

5

## 支援学校でのいじめへの対応

- 認知件数が増えてきた要因
  - 学校の「いじめ」に対する意識の高まり
    - 「安全で安心な学校生活を過ごすために」の調査実施（平成25年度から 年2回実施）
    - 「学校いじめ防止基本方針」策定（平成26年1月）
  - 支援学校に通う児童生徒のいじめの様態の多様化

6

## 支援学校でのいじめの様態

(複数回答可)

いじめの様態	H26	H25	H24
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等		3	10
仲間はずれ、集団による無視		1	0
軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる		7	5
ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる		3	3
金品をたかられる		3	2
金品を隠される、盗まれる、捨てられる等		2	0
嫌なこと恥ずかしいことをされる、させられる		1	2
パソコン・携帯等での誹謗中傷等		10	7
その他		0	0

7

## いじめの定義

(いじめ防止対策推進法より)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在席している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等の心身の苦痛を感じているものをいう。

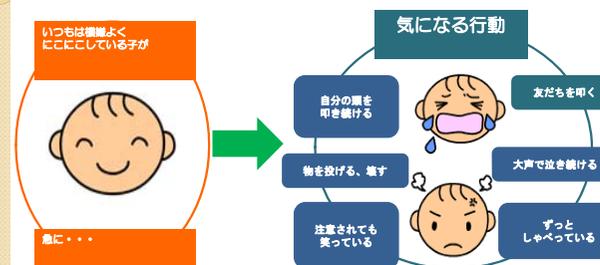
8

## 支援学校でのいじめへの対応

- 児童生徒間トラブルは、「いじめの芽」につながる可能性あり。
- 人間関係の形成、コミュニケーションに課題のある児童生徒は多い。双方のとらえ違いから「いじめ」に発展する場合もある。
- 児童生徒の実態把握をし、課題を共有化する。その中で日常の児童生徒の変化を見逃さない。
- 問題が生じた場合、行動面にだけ焦点を当てず、行動の背景もとらえ計画的に指導する。場合によっては家庭との連携も。
- 加害、被害両方の心のケアが必要である。

9

## 体罰根絶の取組み



10

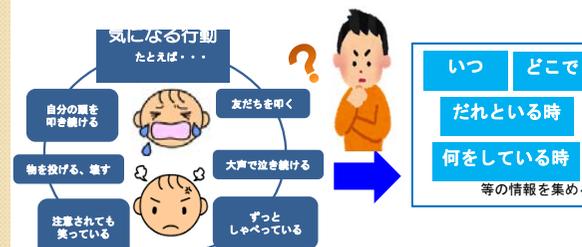
## 体罰根絶の取組み



11

## 体罰根絶の取組み

- 気になる行動への対応は、児童生徒の障がいについての丁寧な実態把握と計画的な指導が必要



- 集めた情報をもとに、仮説を立てる

12

## 体罰根絶の取組み



友だちや周りの人を叩く行為  
 ・嫌なことを「いや！」と表現できない等自分の思いの伝え方がわからないかも  
 ・友だちの声や関わり方が苦手なのかも  
 ・先生や友だちに関わってもらいたいのかも  
 ・良い行動、悪い行動の判断が難しいのかも

自傷やパニック  
 ・嫌いな活動から逃げたいのかも  
 ・周りで苦手(不快)な音がしているのかも  
 ・体調が悪い、眠たい、お腹がすいたのかも  
 ・過去に経験した嫌な記憶がフラッシュバックしているのかも  
 ・何をしたいかわからないのかも

### 具体的な支援策を考える

苦手な状況への配慮、支援を考える



うまくいっている時の状況や、得意なこと、好きなことなども支援のヒントに

13

## カッとなったときは、次の3つを思い出しましょう

- ① 怒りを感じたら、深呼吸をして10まで数える\*
- ② 障がいのある幼児児童生徒の状況をふまえた指導であることを思い返す
- ③ 指導者が自分だけのときは、誰か他の教員を呼ぶ

\*「この痛み一生忘れない！～体罰防止マニュアル」  
 (大阪府教育委員会 平成19〔2007〕年11月改訂) 34ページより

14

## 日ごろからチェックしておきましょう

- 1. 体罰が人権を傷つける行為であり、児童生徒の人権を侵害する行為であることを認識していますか？
- 2. “これくらい”なら大丈夫だと思いませんか？
- 3. 必要以上に強い口調、大きな声での指導になっていませんか？  
 (身体への直接的な指導でなければ体罰にらないと思いませんか？)
- 4. “愛の鞭”という身勝手な思いを持っていませんか？
- 5. 少々強い指導でないか、わからせることができないと思いませんか？
- 6. 気になる行動に対して、1対1で指導していませんか？
- 7. 指導の難しい幼児児童生徒について、日頃から学年・学部で指導方法等の共通理解ができていますか？
- 8. 指導について悩んでいるときだけでなく、普段から相談できる環境(教員間の人間関係)を築いていますか？
- 9. 他の教員が強い指導をしているのを、黙って見過ごしていませんか？
- 10. 少しでも体罰だと感じる場面を見たら、速やかに管理職に報告・相談することができますか？

15

## ● 参考資料 (いじめ関連資料)

- 推進法：いじめ防止対策推進法  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm)
- 国の方針：いじめの防止等のための基本的な方針(文科大臣決定)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm)
- Q & A集：「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A(国立教育政策研究所)
- 【別添2】学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1340769.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340769.htm)
- いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ(大阪府教育委員会 平成19年6月、8月)  
<http://www.pref.osaka.jp/iidoseitoshien/ijime/>
- いじめ対応マニュアル(大阪府教育委員会 平成24年12月)
- 5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート(大阪府教育委員会)  
<http://www.pref.osaka.jp/shochugakko/taiou/taiou.html>
- いじめ防止指針(大阪府教育委員会 平成18年3月)  
<http://www.pref.osaka.jp/iidoseitoshien/ijime/ijimebousisisisin.html>
- 情報モラル指導資料(大阪府教育委員会 平成19年3月増補)  
<http://www.pref.osaka.jp/kotogakko/kyoumu-1/>

16

## ● 参考資料（体罰防止関連資料）

- この痛み一生忘れない！～体罰防止マニュアル  
（大阪府教育委員会 平成19年11月改訂）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>
- みつめよう一人一人を（大阪府教育センター平成22年8月）  
<http://www.osaka-c.ed.jp/tokushiken/mitumeyou.pdf>
- 『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために  
（大阪府教育委員会平成25年3月）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>
- 発達障害のある子どもの支援に関する研究－LD・ADHD・  
高機能自閉症等の子どもへの通常の学級を中心とした支援の在り方－  
（大阪府教育センター 平成19年3月）  
<http://www.osaka-c.ed.jp/sog/kankoubutu18/kenkyuu18/chapter05.html>
- 体罰防止リーフレット「力でおさえつける指導は絶対にしない!!」  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html>